産前産後期間相当分の国民健康保険料が軽減されます

対象となる方／受付期間

- 令和５年１１月１日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方。
  妊娠８５日（４か月）以上の出産（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます）が対象です。
- 軽減を受けるには届出が必要です。令和６年１月から届出の受付を開始します。
- 出産予定日の６か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

保険料が軽減される期間（産前産後期間）

- 単胎妊娠の場合、出産予定月（または出産月）の前月から、出産予定月（または出産月）の翌々月までの４か月間。
- 多胎妊娠の場合、出産予定月（または出産月）の３か月前から、出産予定月（または出産月）の翌々月までの６か月間。

軽減される保険料

- その年度の国民健康保険料の所得割額と均等割額から、上記の産前産後期間相当分が軽減されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。
- 令和５年度では、産前産後期間の内、令和６年１月以降の期間の分だけが軽減されます。
  例）令和５年１１月に出産した場合、令和６年１月相当分（１か月分）が軽減されます。令和５年１０月から１２月までの期間は軽減の対象となりません。
- 保険料納付後に軽減された場合、払い過ぎになった保険料は還付します。

届出に必要な書類／届出先

① 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書

② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類が必要です。

③ 届出者の本人確認書類と国民健康保険被保険者証

- 届出先は、お近くの区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）保険料担当の窓口です。